

## 「レンタカー事業者が行う運転者に係る情報提供のあり方について」

(平成16年3月16日付け自旅第234号) により運転者に係る

情報提供を行うほか、貸渡しに付随した運転者の労務供給（運転者

の紹介及びあっせんを含む）を行いません。

たきレンタカー